

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	職業能力開発局
----	---------

I. 特定求職者に対する職業訓練の認定

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 手続の概要

特定求職者に対する職業訓練の認定に関する手続（以下、「認定手続」という。）の事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」とする。）において実施することとしており、「申請に当たっての留意事項」として手続き方法や認定の基準をホームページ上に公開している。現在、認定手続にあたっては、各種様式・添付書類を提出することとしており、あらかじめ定めた認定単位期間ごとに機構各都道府県支部（以下、「機構支部」とする。）で、申請受付期間を設け、申請の募集および認定を行っている。また、認定にあたっては、認定基準を満たすもののうち、各都道府県労働局で定めた訓練実施計画（以下、「計画」とする。）の定員の範囲内で、相対的に得点の高いものから認定を行うため、申請の審査結果については、各認定単位期間で認定日を一律に定め、通知しているところである。

(2) 電子化の状況

当該認定手続においては、機構支部に来所又は郵送により提出することとしており、電子手続は実施していないが「申請に当たっての留意事項」や様式は電子配信としていること。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

現在、後述のコスト計測方法で算出した職業訓練の認定に要する平均日数（暦日）は28.0日である。これは、認定手続に必要な提出書類については、「申請に当たっての留意事項」に記入例などを掲載しているところであるが、記載漏れや不備なども多く、窓口での相談・照会に占める時間が相当数生じていることに加え、申請内容の修正・補正に時間を要していることに起因する。よって申請書類の記載内容の簡素化等を図ることで認定審査時間の削減を図り、訓練実施機関による申請の審査に要する平均日数について、平成29年度に計測する行政手続コストから20%の削減（平成28年度実績値では5.6日に相当）を目指す。

3 コスト計測

1. 選定理由

本計画作成に係る事項は認定に係る手続のみが対象であること。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) コスト計測の方法

認定手続において、最も時間を占める申請締切日から、認定日までの期間を今回のコスト計測

時間の対象とする。なお、機構による認定審査は前述の計画に基づき、都道府県別を実施しており認定単位期間（毎月・四半期）が認定単位ごとに異なるが、いずれも以下により、第4四半期開講コース（3か月分）の認定に係るコスト計測を実施すること。

○ 手続コスト（認定単位期間：毎月・四半期）

第4四半期開講コースの認定に要した認定単位あたりの平均所要日数（「申請締切日」から「認定日」までの日数）

※ 毎月認定をしている地域については、3ヶ月分の実績で計算

(2) コスト計測の時期

1年で最も認定申請の多い、第4四半期開講コースに係る認定手続を対象とする。